

(別紙) 新型コロナウイルス感染症等の影響による競争入札参加資格審査申請に伴う提出書類の取り扱いについて

令和2年8月7日

競争入札参加資格審査申請に伴う提出書類について、新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている者が不利な取扱いとならないよう、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

(1) 国税の納税証明書（建設工事、測量・コンサルタント等、物品及び役務）

「納税の猶予許可通知書」の写し、「納税証明書 その1」又は「納税証明書 その3」の提出により、未納の法人税、消費税及地方消費税の全額が納税の猶予を受けていることが確認出来る場合、新規登録申請の際の国税の納税要件を満たすものとする。

(2) 社会保険等の加入状況を証明する書類（建設工事のみ）

「納付の猶予（特例）許可通知書」又は「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しの提出により、未納の社会保険料の全額が納付の猶予を受けていることが確認出来る場合、新規登録申請の際の社会保険等の加入状況を証明する要件を満たすものとする。

(3) 市税の納税証明書（建設工事、測量・コンサルタント等、物品及び役務）

未納の市税の全額が徴収の猶予を受けていることが確認出来る書類の提出により、新規登録申請の際の市税の納税要件を満たすものとする。

(4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設工事のみ）

建設業法施行規則の一部改正（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた）に伴い、以下のとおりとする。

- ・新規登録申請の際、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば有効な経営事項審査とする。
- ・新規登録申請の際、経営事項審査を受けたことが無い業者は、経営事項審査無しでの申請及び登録とする（従前どおり変更無し。）。
- ・既に競争入札参加資格者名簿に登録されている業者の経営事項審査の更新が遅れる場合、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば、令和3年1月31日までは有効期間として取り扱う。

※本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなる。

不明な点等あれば、以下の問合せ先までご連絡ください。

【競争入札参加資格審査申請に係る問合せ先】

鶴岡市総務部契約管財課契約検査係

電 話 0235-25-2111

F A X 0235-25-2137

建設工事、測量・コンサルタント等：内線 349

物品及び役務：内線 333